

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成十五年三重県条例第三十一号） （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（交付決定実績調書）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による提出は、<u>おおむね六月に一回</u>行われるものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>（交付決定実績調書）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による提出は、<u>遅滞なく</u>、その交付の決定の後招集される定例会において行われるものとする。</p> <p>4（略）</p>